

兵庫県指令東播（加土）道第 25 - 0000 号の 4

申請者の住所・氏名が記入されます。

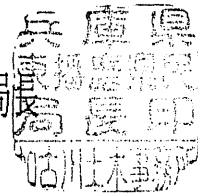
平成 年 月 日付けで申請のあった道路占用については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の規定により下記の条件をつけて許可します。

この処分について不服がある場合には、1. この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び 2. この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます。

平成 年 月 日

兵庫県東播磨県民局長



記

1. 占用場所は、明石市 町 - 地先
に当る一般県道 線の道路敷地内で申請書添付図面のとおりとする。
2. 占用目的は、水道管設置のためとする。
3. 占用数量は、次のとおりとする。
水道管 外径 0.032 m 延長 1.50 m
4. 占用期間は、平成 年 月 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
5. 占用料金は、道路占用料の徴収等に関する条例（昭和 43 年兵庫県条例第 29 号）第 2 条第 1 項の規定により算出した額とし、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。
6. その他、別紙条件のとおりとする。